


E-STUDENT HANDBOOK

(電子生徒手帳)

2024 年度

浦 和 学 院 高 等 学 校

さいたま市緑区代山 172 番地 (〒336-0975)

048-878-2101

目次

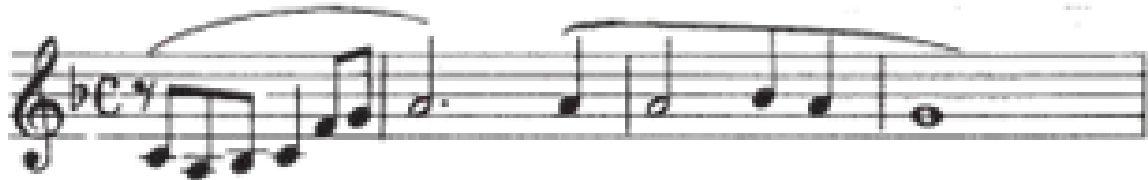
校歌	4
応援歌	6
1. 建学の精神・校訓	9
第1章 建学の精神「吾道一貫」	9
第2章 校訓「克己・仁愛・共生」	10
2. 教育方針と努力目標	11
3. 学則（抄）	13
第1章 総則	13
第2章 課程及び収容定員	14
第3章 修業年限・学年・学期及び休業日数	15
第4章 教育課程及び授業時間数	16
第5章 単位の修得及び卒業の認定	17
第6章 入学・休学・退学及び転学	18
第7章 職員組織	21
第8章 授業料・入学金・入学選考料	22
第9章 賞罰	23
第10章 雑則	24
4. 日課	25
5. 諸届について	26
6. 生徒心得	33
第1章 生活全般	33
第2章 厳禁事項	37
第3章 SNSの利用	38

第4章 服装・頭髪・所持品	40
第5章 学 習	48
第6章 通 学	51
第7章 臨時休校の措置	56
第8章 身分証明書についての注意事項	58
7. 負傷疾病等の保険手続き	59
8. 保健室の利用	60
9. カウンセリングルームの利用	62
10. 図書館(ULT)の利用	64
1 1. 校内のコンビニエンスストアの利用	66
1 2. 生徒会規約	67
第1章 総 則	67
第2章 生徒会活動	68
第3章 生徒会組織	69
第4章 生徒会長・副会長の解任	75
第5章 改 正	76
第6章 附 則	77

校 歌

作詞 高橋 康造

作曲 佐佐木康雄

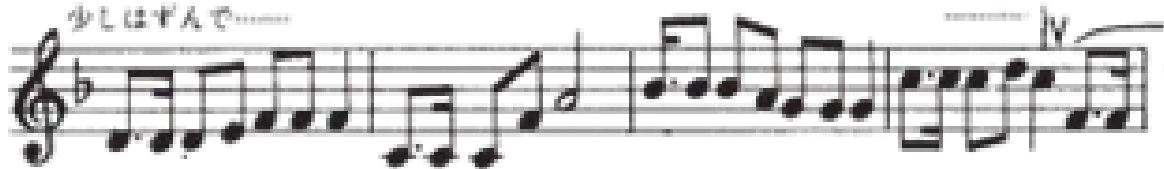


1. わかくさもえ る む さ し の に
 2. しらさぎかけ る あ さ か げ に
 3. かがやくひと み ま な び や に

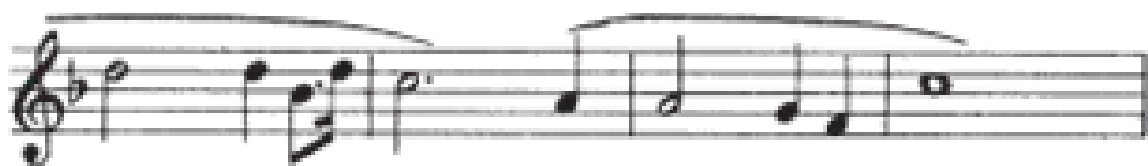


あらかわきよ く な が ー れ ゆ く
 くれな いにお う さ く ー ら そ う
 あしたをにな う わ こ ー う ど よ

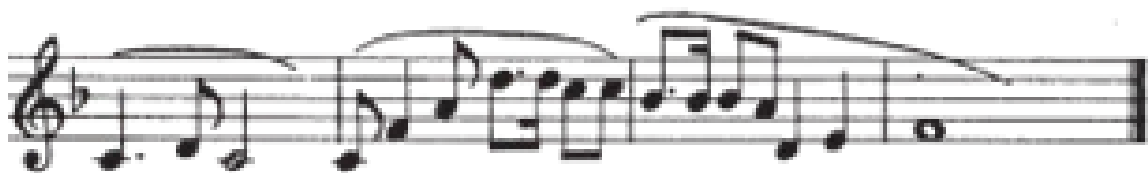
少しはずんで……



ぶしょうのれきし つたえたる きたうるこころ ぼうけんにつら
 たのしくつどう せいしゅんの ゆたかなみのり ねがいつつ
 しぜんとともに ひとのおを じすんですすめ けんじつに



ぬ け ひと つ わ が み ら を



あ ー ー う ら わ が く い ん わ れ ら が ぼ こ う

校歌

(一)

若草萌える 武蔵野に

荒川清く 流れゆく 武将の歴史 伝えたる鍛うる心 剛健に

貫けひとつ わが道を

ああ 浦和学院 われらが母校

(二)

白鷺翔ける 朝影に

紅匂う さくら草 楽しく集う 青春の

豊かな実り 希いつつ貫けひとつ わが道を

ああ 浦和学院 われらが母校

(三)

輝く瞳 学び舎に

明日を担う 若人よ 自然と共に 人の和を結んで進め 堅実

に 貫けひとつ わが道を

ああ 浦和学院 われらが母校

応援歌

ゲーム～浦学ver～

♩ = 97 谷介

4count

Intro① **Intro②**

A1

じんせいは ゲーム たもどまることで面白いゲ ーム たんじゅんーでぬいかいーなグ

ーム そんな ものじんせいは ゲーム しょうがいーをのりこえーるゲ ーム け

つまづーの わか らないゲ ーム す すむだけのーゲ ーム

B1

ぼくらのおびのつみーかさねー はそくーいしげったーのはー あしたのひかりの光ー

め Oh ぼくらはー がむしゃーらにゆめーてにいれーるだけさー

C1


たもどまる ことで喜 ないよー ー あともどりだっーてーで喜ないよー Oh

らんめいというゲ ームーを あい せれば たんじゅんな ゲ ーム さいころの ゲ ーム ゲー

A2

ーム Oh ー じんせいは ゲーム た ましいーを みる おせーるゲ ーム ぞ

77




せつと—えい—ころ—のグ—ム それだけじんせい は ゲーム Bu—ddyと—と—ち—に 遊—び—つ—づ—け—る—グ—

78




—ム た んじゅん—で—ぬ—い—か—い—なグ—ムに— Oh た—ち—も—ら—か—ろ—グ—ム

79 **B2**



ず—べ—て—を—つ—く—し—た—そ—の—さ—び—に— つ—ぎ—な—る—ス—テ—ジ—が—で—ら—し—だ—さ—れ—る—の—で—

80




し—ょう Oh ほ—く—ら—は— わ—が—い—を—こ—め—た—お—ぬ—い—し—ん—じ—る—だ—け—

81 **C2**



て—い—れ—た—も—の—は— な—ん—の—た—め— — — — — ね、 は—た—し—て—そ—れ—は— だ—れ—の—も—の— — — — — Oh

82



う—ん—ぬ—い—と—い—う—グ—ム—を—あ—い—せ—れ—ば— た—ん—じゅん—な—グ—ム さい—ころ—の—グ—ム じん—せい—は—

83 **A3**



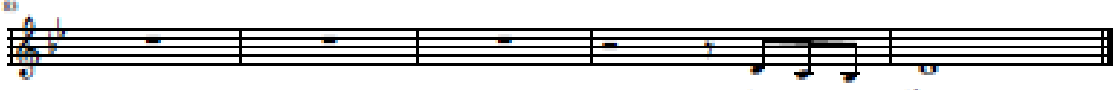
グ—ム た—ち—ど—ま—る—こ—と—で—遊—ば—ないグ—ム た んじゅん—で—ぬ—い—か—い—なグ—ム ぼ—ん—

84 **Ending**



と—は—そ—ん—な—グ— — — — —ム Oh

85



じん—せい—は—グ—ム

応援歌

【人生はゲーム】

作曲 谷 介
作詞 谷 介、山田 照夫

人生はゲーム 立ち止まることができないゲーム
単純で明快なゲーム そんなもの
人生はゲーム 障害を乗り越えるゲーム
結末もわからないゲーム 進むだけのゲーム

僕らの日々の積み重ね、歯を食いしばったのは
明日(あした)の光のため
僕らは我武者羅に夢、手に入れるだけさ

立ち止まることができないよ
後戻りだってできないよ
運命というゲームを愛せれば単純なゲーム最高の
ゲーム ゲーム

人生はゲーム 魂を震わせるゲーム
挫折と栄冠のゲーム それだけ
人生はゲーム buddy(仲間)と共に歩む続けるゲーム
単純で明快なゲームに立ち向かうゲーム

すべてを尽くしたその先に、次なるステージが
照らし出されるのでしょう
僕らは、願いを込めた想い、信じるだけ

手に入れたものは何のため？
ねえ、果たしてそれは誰のもの？
運命というゲームを愛せれば、単純なゲーム
最高のゲーム

1. 建学の精神・校訓

第1章 建学の精神「吾道一貫」

「吾道一貫」は、孔子の「吾道一以貫之」という言葉に由来する。

「吾道一以貫之」の意味するところは、『人間の正しい在り方とは、人生のいかなる場面においても「仁」即ち「忠恕」の精神を貫くことだ』ということである。

「仁」とは、現代的な言葉で説明すれば「社会人としての自覚を持って行動すること」であり、これを具体的な行動目標に書き換えれば「忠恕」となる。「忠」とは「自己の社会的責任を誠実に果たすこと」であり、「恕」とは「他者の情状を思いやり許容すること」である。

この人間として果たすべき社会的責任の第一は、自立した人間として共に生きる仲間達に迷惑をかけないように自己を律することである。しかし、これだけを果たしても社会的責任をすべて果たしたことはない。共に生きる仲間達に何等かの貢献をしてこそ自己の社会的責任を全うしたことになる。即ち「忠」とは自己を律し各々の立場に応じた社会貢献を行うことである。とは言え、人間は完全な存在ではないので、どんな人間にも十分に社会的責任を果たせない場合がある。もし、それが自己であるなら厳しく反省し改善を期すべきである。しかし、それが他者であるならば、何等かの仕方のない事情があったのではないかと思いやり、不備を責めることなく仲間として共に改善の方途を探すべきである。これが「恕」の精神である。

学校法人明星学園浦和学院高等学校創立の目的は、こうした「忠恕」の精神を貫き社会に貢献する「吾道一貫」の人を育成することにある。

第2章 校訓「克己・仁愛・共生」

人間は一人では生きていけない。どんなに強い力を持つ人間も、一人で強くなったわけではない。その強さを得るに至るまでには両親を始めとする多くの人達の支えがあったはずである。

「仁愛」とは、自分が多くの仲間に支えられて成立していることを自覚し、自分も仲間を応援し支える者となろうとする気持ちであり、仲間と共生する社会人であることを目指す動機となるものである。

社会生活とは、時間や場所を共有し役割を分担することで成立する。そうした社会生活を成立させるためには「今がどのような時か、此処はどのような場所か、自分はどのような立場か」を判断し、それぞれの時・所・位に相応しい行動をとらねばならない。

「克己」とは、多くの仲間達と共に生きていくために自己本位な欲望を制御することであり、仲間と共生する社会人として生きるための手段となるものである。

厳しい自然の中で生きる動物達は「ただ生きる」だけで精一杯である。社会を形成し協力することで生活を安定させた人間は「よく生きる」ことを目指すようになった。つまり、共に生きる仲間達と手を携えることで、人間は各々の夢や希望を追求することができるようになった。

しかし、どんなことを達成し、どんなものを所有したとしても、それを是と認め共に喜ぶ仲間がいなければ真の幸福とは言えない。真の幸福とは、単に自己の希望を実現することではなく、自己を「共に生きるに値するかけがえのない存在」と認めてくれる仲間を得ることである。

「共生」とは、共に生きる仲間を得ることであり、人生の目的である幸福の前提条件であるとともに最上の幸福である。すべての人間が仲間意識を持って「共生」することを希求する。

2. 教育方針と努力目標

高校を卒業する 18 歳と言う年齢は、「成人」となる年齢です。「成人」となるということは「社会人(18歳の大人)」になるということです。

人間は、多くの仲間達と時間や空間を共有し、役割を分担して生きています。だから、共生する人々を競争相手とし、自分の欲望をより多く実現するためではなく、共生する人々を仲間とし、社会の一員としての自分の役割を果たすために学習するのです。誰かより多くのものを獲得するために学習するのではなく、少しでも誰かの役に立つために学習するのです。

自分の希望することを実現した時の達成感も、幸福ではありますが、誰かの必要に応えることができた時の充足感は、より大きな幸福です。

自分のための「努力」は、自分が諦めれば止めることができます。しかし、共に生きる仲間のための「努力」は、自分の都合では止められません。だから、本校生としての三年間、懸命に学習して、確かな知識と技術を修め、様々な体験を通じて、思考力・判断力・表現力を磨かなければならないのです。

全ての本校生を、卒業後も主体的に学習し続けることのできる人間、多様な個性を持つ仲間達との協働作業を営むことのできる人間、即ち「18歳の大人」として卒業させることが、本校の役割であると考えます。

全ての人間が、それぞれの立場で各自の役割を果たすことで「社会」は成立します。本校生としての三年間は、自分の個性を見極め、相応しい仕事や役割を見付けて、それを果たすために必要な様々な「力」を身に着け蓄えるための期間なのです。

本校の教育活動は、生徒各位の自己実現のためのものではありません。一人一人の生徒が、それぞれの立場に置いて各々の個性を活かした社会貢献を行うためのものです。まずは

共生する仲間達に迷惑を掛けないこと、そして家族等の私的な仲間を大切にすること、更には仕事仲間等との約束を守り誠意を以て契約したことを履行すること、最終的には、可能な範囲で世界中の人達に貢献することを目指してください。

全ての卒業生が、共生する仲間達から「必要な人間」「かけがえのない存在」と認められる「幸福な人生」を得ることを切望します。

3. 学 則(抄)

第1章 総 則

第1条 この学則は、学校教育法及び学校教育法施規則に基づいて制定する。

第2条 本校は、教育基本法及び学校教育法に基づき、高等普通教育を施すことを目的とする。

第3条 本校は、浦和学院高等学校と称する。

第4条 本校は、埼玉県さいたま市緑区代山 172 番地に置く。

第2章 課程及び収容定員

第5条 本校の課程及び収容定員は、次のとおりとする。

全日制課程 普通科(共学) 2,400名

第3章 修業年限・学年・学期及び休業日数

第6条 本校の修業年限は、3 か年とする。

第7条 学年は、4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終る。

第8条 学年を分けて、次の三学期とする。

第一学期 4 月 1 日から 8 月 31 日まで

第二学期 9 月 1 日から 12 月 31 日まで

第三学期 1 月 1 日から 3 月 31 日まで

第9条 休業日は、次のとおりとする。

(1)日曜日

(2)国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日

(3)県民の日を定める条例に規定する日(11 月 14 日)

(4)開校記念日(10 月 6 日)

(5)毎月、土曜日 2 日(不定期)

(6)春季休業日(4 月 1 日から 4 月 7 日まで)

(7)夏季休業日(7 月 21 日から 8 月 31 日まで)

(8)冬季休業日(12 月 21 日から 1 月 7 日まで)

(9)学年末休業日(3 月 21 日から 3 月 31 日まで)

2. 前項に掲げる休業日においても、教育上必要があり、かつ、やむを得ないときは、臨時に授業を行うことがある。

3. 非常災害その他急迫な事情があるとき、もしくは教育上特別な事情があるときは、臨時に授業を行わないことがある。

第4章 教育課程及び授業時間数

第10条 本校の教育課程は、高等学校学習指導要領の基準により、校長がこれを定める。

2. 各教科に属する科目及び特別活動の授業時数は、学習指導要領の基準により校長が定め、その教科、科目の単位数及び週授業時数は別表(省略)のとおりとする。

第11条 教科用図書は、文部科学大臣の検定を経たもの又は文部科学省が著作の名義を有するもので、本校の採択したものを使用する。

第5章 単位の修得及び卒業の認定

第12条 単位修得の認定は、生徒の出席状況と平素の成績によりこれを行う。

2. 前項による認定の方法は、校長がこれを定める。

第13条 校長は、本校の教育課程に基づく所定の各教科に属する科目及び特別活動を履

修し、その成果が満足できるものと認められるものに対して、卒業の認定を行う。

2. 前項により認定された者に対して、校長は、卒業証書を授与する。

第6章 入学・休学・退学及び転学

第14条 本校への入学は、校長が許可する。

2. 本校に入学することのできる者は、中学校もしくはこれに準ずる学校を卒業した者、又は高等学校入学に関し、これと同等以上の学力があると認められる次の各号の一に該当する者とする。

(1)外国において学校教育における九年の課程を修了した者。

(2)文部科学大臣が、中学校の課程に相当する課程を有するものとして指定した在外教育施設の当該課程を修了した者。

(3)文部科学大臣が指定した者。(昭和23年文部省告示第58号)

(4)学校教育法第23条(同法第39号第3項に準ずる場合を含む)の規定により保護者が就学させる義務を猶予又は免除された子女で、文部科学大臣の定めるところにより、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認定された者。

(5)その他本校において、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者。

第15条 入学志願者に対し、別に定める規定により入学選抜を行う。

第16条 入学志願者は、本校所定の入学願の外に、入学に必要な書類及び選考料を添え、出身学校長を経て提出しなければならない。

第17条 入学を許可された者の保護者(学校教育法第22条に規定)は、保証人が連署した在学保証書に入学金を添えて、所定の期日までに提出しなければならない。

2. 前項の保証人は、本県内に居住し、独立の生計を営む成年者で、学園の承認を得たものでなければならない。

3. 保証人は、生徒の在学中、その身上に関する責任をもたなければならない。

4. 保護者もしくは保証人が、死亡し又は保証人に欠格事項を生じたときは、改めて在学保証書を提出しなければならない。
5. 保護者は、本人、生徒又は保証人が、転籍、転居又は氏名の変更等をした場合は、すみやかに校長に届け出なければならない。

第18条 生徒が病気その他やむを得ない事情によって、休学又は退学しようとするときは、その事由を具し、保護者と保証人が連署の上、校長に願い出て許可を受けなければならない。但し、病気による場合は、医師の診断書を添えなければならない。

2. 前項の休学は、二か月以上引きつづき出席できないときに願い出ることができる。
3. 前項により休学を願い出たときは、二年以内の期間で休学を許可することができる。
4. 休学中の生徒が復学しようとするときは、その事由を具し、保護者と連署の上、校長に願い出て許可を受けなければならない。但し、疾病により休学した場合は、医師の診断書を添えなければならない。
5. 第1項により退学したものが、二年以内に再入学を願い出たときは、校長は退学当時の在学年以下の学年に入学を許可することができる。

第19条 生徒がやむを得ない事情によって転学しようとするときは、その事由を具し、保護者と保証人が連署の上、校長に願い出て許可を受けなければならない。

2. 校長は、転学願を受理したときは、その事由を具し、生徒の在学証明書及び指導要録の写し(転学してきた生徒については、転学により送付を受けた指導要録の写しを含む)及び進学により送付を受けた指導要録の抄本(転学してきた生徒については、転学により送付を受けた指導要録の抄本をいう)を転学先の校長に送付しなければならない。
3. 他の高等学校から転入学を志望する生徒のあるときは、校長は教育上支障がない場合には、前項に規定する書類の送付を求め、転入学を許可することができる。

4. 転入学した者があるときは、校長は従前在学していた学校から、その生徒の健康診断書及び歯牙検査票の送付を受けなければならない。

第 20 条 校長は、伝染病にかかり、もしくはそのおそれのある生徒に対して、その出席停止を命ずることができる。

第7章 職員組織

(省略)

第8章 授業料・入学金・入学選考料

第22条 本校の授業料・入学金・入学選考料は、別に定める規定により徴収するものとする。

2. 授業料は、年4期、指定の期日までに納入しなければならない。
3. 月の途中において入学、休学又は転学するに至った者は、その月の授業料を納入しなければならない。
4. 休学で全月に及ぶものは、その月の授業料を免除することがある。
5. すでに納入した授業料、入学金、入学選考料は、返還しない。但し、特別の事情のある場合は、その全部又は一部を返還することがある。

第23条 校長は、学校の規定により、授業料を減免することができる。

第24条 校長は、生徒が正当の理由がなく、かつ所定の手続きを行わず授業料を長期（三か月以上）にわたり滞納したときは、別に定める基準により、出席停止を命じ、又は除籍を行うことができる。

第9章 賞 罰

第25条 校長は、学業、人物その他が優秀であって、他の模範となる者及び精勤者に対しては、これを表彰することができる。

第26条 校長は、教育上必要があるときは、生徒に懲戒処分を加えることができる。

2. 懲戒は、その程度により、退学、停学、謹慎、戒告の処分とする。

3. 前項の退学は、次の各号の一に該当する場合に限る。

(1)性行不良で改善の見込みがないと認められる者。

(2)学力劣等で成業の見込みがないと認められる者。

(3)正当の理由がなく出席常でない者。

(4)学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者。

第27条 校有物を破損又は紛失したときは、状況により現物又は金員をもって賠償させることがある。

第10章 雑 則

第28条 この学則の施行に関し、必要な事項は、校長が別に定める。

附 則

この学則は、昭和 53 年 4 月 1 日から施行

4. 日 課

	平日授業日(月～金)
SHR	8:45 ～ 8:55
第1時限	9:00 ～ 9:50
第2時限	10:00 ～ 10:50
第3時限	11:00 ～ 11:50
第4時限	12:00 ～ 12:50
(昼休み)	12:50 ～ 13:40
第5時限	13:40 ～ 14:30
第6時限	14:40 ～ 15:30
第7時限	15:40 ～ 16:30
第8時限	16:40 ～ 17:30

	土曜授業日
SHR	8:45 ～ 8:55
第1時限	9:00 ～ 9:50
第2時限	10:00 ～ 10:50

※清掃はそれぞれのコースの最終授業の後、15分間行うものとする。

5. 諸届について

1. 欠席・遅刻・早退については、原則として、当日の朝までに保護者が学校にれんらくアプリで連絡することとする。緊急な事情のため早退する際は、学校から保護者へ電話連絡し、承諾・確認を得てから行うこととする。
2. 忌引については、原則として、当日の朝までに保護者等が学校にれんらくアプリ等で連絡すること。忌引の日数は、父母 5 日、祖父母・兄弟姉妹 2 日、曾祖父母・伯叔父母 1 日とする。但し、葬儀等のため遠方への移動を伴う場合は、移動日程をこれに加えた日数とする。
3. 休学・復学・退学・転学・留学・授業料等遅延については、期日前に、添付の様式見本に即して作成した各届を提出すること。
4. 旅行届及び学校生徒旅客運賃割引証交付申請、住所・氏名・電話番号等の届出事項の変更届は、指定用紙にて届出または申請を行うこと。
5. 異装許可申請、エレベーター使用申請については、クラス担任に申し出、指定用紙にて申請を行うこと。

休学願

(西暦)

年 月 日

浦和学院高等学校長 殿

本人第学年組番


氏名

保護者住所

保護者氏名 ㊞

保証人住所

保証人氏名 ㊞

上記の者を のため、下記のとおり休学させたいので、ご許可くださるよう関係書類を添え、保護者、保証人連署をもってお願いいたします。

係書類を添え、保護者、保証人連署をもってお願いいたします。

記

自 年 月 日

休学期間

年 月間

至 年 月 日

復学願

(西暦)

年 月 日

浦和学院高等学校長 殿

本人 第 学年 組 番

氏 名

保護者住所

保護者氏名 ㊞

保証人住所

保証人氏名 ㊞

上記の者を  のため、年 月 日より休学したところ、

年 月 日より復学させたいので、ご許可くださるよう関係書類を添え、保護者、保証人連署をもってお願いいたします。

退 学 願

(西曆)

年 月 日

浦和学院高等学校長 殿

本 人 第 学 年 組 番


氏 名

保護者住所

保護者氏名 ㊞

保証人住所

保証人氏名 ㊞

上記の者を  のため退学させたいので、ご許可くださるよう関係書類を添え、保護

者、保証人連署をもってお願いいたします。

転学願

(西暦)

年 月 日

浦和学院高等学校長 殿

本人 第 学年 組 番


氏 名

保護者住所

保護者氏名 ㊞

保証人住所

保証人氏名 ㊞

上記の者を  のため 高等学校(所在地)に転学させたいので、ご許可

くださるよう保護者、保証人連署をもってお願いいたします。

留 学 願

(西曆)

年 月 日

浦和学院高等学校長 殿

本 人 第 学 年 組 番

氏 名

保護者住所

保護者氏名 ㊞

保証人住所

保証人氏名 ㊞

上記の者を下記のとおり留学をさせたいのでご許可くださるよう保護者、保証人連署をもつてお願いいたします。

記

1. 期 日 自 年 月 日

至 年 月 日

2. 留学先

住 所

校 名

授業料等遅延願

(西暦)

年 月 日

浦和学院高等学校長 殿

本 人 第 学 年 組 番

氏 名

保護者氏名 ㊞

授業料等を、下記の理由により遅延させていただきたく、お願い申し上げます。

なお、この件で不履行の場合は、進級の停止、保証人に対する支払請求、及び除籍等の処分を受けても異存ありません。

記

遅延理由

(西暦)

納入予定日 年 月 日

6. 生徒心得

第1章 生活全般

社会生活とは、様々な個性を持つ者達が時間や場所等を共有し役割を分担して、共に生活することです。個性豊かな人間であることは素晴らしいことですが、すべてを個性的判断に委ねたのでは、意見の不一致による混乱が生じて、秩序ある共同生活を送ることはできません。したがって、どんな社会集団においても、そこに所属する者全員が、共通の判断基準に従って行動することが必要になります。国際社会のルール、日本国のルール、各地域のルール、各々の家族のルールに従うことで、社会における共同生活を成立させてください。そして、本校のルールを遵守することで、全校生徒が気持ちよく共生できる学校を築いてください。

1. 校訓の実践

- (1)克己の精神に基づき、自己本位な言動を控え、周囲の者に迷惑をかけること。
- (2)仁愛の精神に基づき、周囲への思いやりを持ち、自己の社会的責任を果たすこと。
- (3)共生の精神に基づき、共同生活の秩序を守り、協力活動や応援活動を推進すること。

2. 禁止事項

- (1)国や地方自治体等の定めた法律等に違反する行為。
- (2)国際交流行事においては、滞在する国や地域の法律等に違反する行為。
- (3)本校の建学の精神や校訓に反する行為。
- (4)この生徒心得に違反する行為。

3. 懲戒処分

(1)前項の禁止事項を行った場合は、懲戒処分の対象とする。

(2)懲戒処分の種類は、退学、停学、謹慎、戒告とする。

(3)懲戒処分の目的は、以下の通りとする。

ア. 第一の目的は、当該生徒の教育的指導にある。反省の意志を示さない場合や複数回にわたり懲戒処分を受けることとなった場合等、改善の見込みが無いと判断せざるを得ない場合は、違反行為の内容に関わらず重大な懲戒処分とする。

イ. 第二の目的は、学校の秩序を守り、全ての生徒に適正な学習環境を保障することにある。他の生徒の学校生活に重大な支障を生じさせた場合は、処分回数に関わらず重大な懲戒処分とする。

4. 基本事項

(1)正当な理由のない欠席・遅刻・早退・欠課をしないこと。

(2)欠席・遅刻・早退をする場合は、当日の8時45分までに学校へ保護者から「れんらくアプリ」を用いて連絡すること。無断での欠席・遅刻・早退・欠課は、事情によっては懲戒処分の対象とする。

(3)平常日程の際は前掲の日課表に従い行動すること。また、行事等の際は指示された日程に従い行動すること。なお、始業時間は各学習活動等の開始時間の為、事前に教室または指定場所に集合し待機すること。(チャイム着席ではなくチャイム前着席)

(4)放課後(下校時間以降)にHR教室に留まる場合は、事前にクラス担任にその旨を申告し許可を得ること。

(5)放課後は、私物をすべてロッカーに収納し施錠すること。(放課後に、HR教室を部活動や講座等で使用する場合もあるので、机の棚やフックは使用しないこと)

- (6)公共物を使用する場合にはその取り扱いに注意し、破損、汚損、紛失をしないようにする。なお、破損、汚損、紛失の程度によっては弁償することとなる。また、故意による破損、汚損、無断廃棄は懲戒処分の対象とする。
- (7)生徒間での金銭や物品の貸し借りは禁止とする。学習用品や昼食代等を忘れた場合は、教員にその旨を申告すること。なお、無断借用や強要は懲戒処分の対象とする。
- (8)校内で告知物等を掲示または配布することは、原則として禁止とする。
- (9)アルバイトをする場合は、事前に申請し許可を受けること。無断アルバイトは、懲戒処分の対象とする。なお、1年生のアルバイト申請は学校生活に慣れた2学期以降とする。学業成績や学校生活が良好でない場合は許可されない。学業成績や学校生活に支障が出た場合やアルバイト先で問題が生じた場合は許可を取り消す。
- (10)外部団体に所属し、校外で活動する場合は、外部団体許可を申請すること。また、学校生活に支障がないよう活動すること。
- (11)私的に旅行や外泊をする場合は、事前に旅行届を提出すること。なお、保護者が同伴しない旅行や外泊は保護者の許可があつたとしても、原則禁止とする。無届での旅行や外泊は、事情によっては懲戒処分の対象とする。

- (12)自動車、自動二輪車、原動機付自転車の免許取得及び乗用、保護者以外が運転する自動車、自動二輪車への同乗は、原則として禁止とする。但し、普通自動車免許については、保護者からの申請に応じて、進学先及び就職先が内定している者に限り、3年生の10月以降、自動車教習所への入所及び運転免許取得を許可する。なお、取得した運転免許証は卒業時まで学校に預けることとする。但し、事情に関わらず、学業成績や学校生活に支障が出た場合は、許可を取り消すこととする。また、アルバイト許可を受けている者は、申請できない。
- (13)男女交際について、本校生徒としての節度を持って行うこと。節度の無い男女交際は、程度や経緯によって懲戒処分の対象とする。

第2章 厳禁事項

1. 「いじめ」は、厳禁とする。いじめ防止対策推進法の定義に従い、加害者の意図に関わらず、その言動等により被害者が心身の苦痛を感じている場合は「いじめ」として認定する。
2. 「いじめ」を行った場合、被害者の心身の苦痛の程度により、懲戒処分の対象とする。特に、被害者が、心身や財産に大きな被害を受けた場合や不登校となった場合、転退学を決意するに至った場合等の重大な事態となった場合は、加害者の言動の内容や頻度や、それまでの処分回数等に関わらず、重大な懲戒処分とする。
3. 自他を傷つける行為（暴力行為、自傷行為等）、脅迫や強要、言葉による圧力行為は、厳禁とする。特に、被害者が、心身や財産に大きな被害を受けた場合や不登校となった場合、転退学を決意するに至った場合等の重大な事態となった場合は、加害者の言動の内容や頻度や、それまでの処分回数等に関わらず、重大な懲戒処分とする。
4. 窃盗行為、無断借用行為、他人の所有物を故意に破損する行為は、厳禁とする。特に、現金及び現金に相当するもの（カード・金券等）の窃盗行為があった場合は、その経緯や頻度や、それまでの処分回数に関わらず、重大な懲戒処分とする。

第3章 SNSの利用

ICT(インフォメーション・アンド・コミュニケーション・テクノロジー)の発達により、SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)が普及しました。今や、様々な情報がインターネットを通じて容易に得られるようになり、SNSを利用することで誰もが情報発信者になることができる時代となりました。しかし、インターネット上に一度載せた情報は、容易にコピーし拡散することができるので、完全に削除することが困難です。その場での面白さや一時的な感情の高まりから掲載した情報が将来に渡りネット上に存在し続け、永い後悔につながる可能性もあります。また、情報受信者の同意や称賛を得ることを求めて、不用意に個人情報を公開した場合、それらの情報を悪用される可能性もあります。非対面の者同士での広範囲な情報のやり取りは、時に誤解や誹謗中傷等を招く 場合もあります。SNSを利用する場合は、以下のルールを遵守してください。

1. 基本事項

- (1)自分自身、家族、知人、友人等の個人情報(住所、氏名等)及び個人が特定できる情報(学校名、クラス、部活動名等)は、掲載しないこと。過剰な個人情報等の掲載によりトラブルが生じた場合は、懲戒処分の対象とする。
- (2)自分以外の人 の 写った写真や情報を発信する際は、予め被写体となった人の許可を得ること。無断掲載は、事情によって懲戒処分の対象とする。
- (3)学校名が特定できる衣服(制服、体育着、部活動ジャージ等)を着用した状態で撮影された写真や動画は、掲載しないこと。写真や動画の内容や、撮影経緯によって懲戒処分の対象とする。
- (4)情報発信者の意図に関わらず、結果として情報受信者を著しく傷つける内容のSNS利用を行った場合は、程度や頻度に関わらず、重大な懲戒処分とする。

2. 禁止事項

以下の各項に該当する情報(文字、写真、イラスト、動画等)を発信した場合は、懲戒処分の対象とする。

- (1)他人や団体の誹謗中傷や名誉を傷つける情報。
- (2)人権、思想、信条等を差別、あるいは差別を助長させる情報。
- (3)違法、もしくは不当な情報、またはそれらの行為をあおる情報。
- (4)公共のルールやマナーに反する行為をアピールするような情報。

第4章 服装・頭髪・所持品

内面がきちんとしていれば外見は関係がないと考えてはいけません。社会生活を営む以上、お互いの考え方を理解し合った友人としか付き合わないというわけにはいきません。異なる世代や地域の文化を背負った異なる価値観を持つ人たちとも、何等かの人間関係を築かなくてはなりません。人生において出会う多くの人々は、家族でも親友でもありません。あなたをまず外見で判断するでしょう。きちんとした外見は自分を正しく理解してもらうための第一歩になります。

1. 服装

(1)以下の規定を遵守し、服装を整えること。規定違反の程度及び頻度によっては、指導拒否として懲戒処分の対象とする。

(2)以下の用品については、必ず学校指定品を用いること。ブレザー、スラックス／スカート(夏・冬)、セーター、ベスト、ワイシャツ／ブラウス(3年生のみ)、ネクタイ／リボン、ポロシャツ、コート、体育着(ジャージ上下、Tシャツ、ハーフパンツ)、上履き(3年生のみ)、体育館シューズ、外用運動靴

(3)以下の用品については、定められた色や形状のものを用いること。

インナー(白・黒・紺・灰・ベージュ、無地、ワンポイント可、デザインのあるもの・ハイネックのものは不可)、ベルト(スラックス着用時、黒または茶、華美でないもの)、ソックス(白・黒・紺・灰、無地、ワンポイント可、くるぶしが隠れる長さ以上のもの)、ハイソックス(女子のみ、白・黒・紺・灰、無地、ワンポイント可)、ストッキング・黒タイツ(女子のみ、ストッキングは肌色と黒色のみ可)、革靴(黒または茶、短靴、かかと高3cm以下のローファー型)

* ソックス・ハイソックスは、リボンなど装飾があるものは不可

* ブーツ・厚底等は不可

* ストッキング・黒タイツとソックス、ハイソックスの併用は可能。ただし、黒色ストッキング・黒タイツの場合は、黒色の靴下を着用すること。

(4)通学の際は、革靴(合成皮革を含む)または外用運動靴(学校指定品)を用いること。

(5)スカート丈の規定は、ウエストでしっかりはいた状態(ウエスト部分を巻き上げることは禁止)。スカートの裾丈を短くすることや、ウエスト部分を詰める等の加工を加えないこと。

(6)冬制服は10月1日～5月31日、夏制服は6月1日～9月30日を正規の着用期間とする。10月1日～10月31日までの期間と、1学期中間試験終了後～5月31日までの期間を冬制服と夏制服の併用時期とする。また、冬制服と夏制服をミックスする着方(例:ポロシャツ&ブレザー、ノーネクタイ&ブレザー、夏用スカート&ブレザー、冬用スカート&ポロシャツ等)は不可とする。

(7)夏制服の着用時は、クールビズのため、男子はノーネクタイとし、女子(1、2年生のみ)はリボンをつけなくてもよい。

(8)着用する衣服等は、常に清潔を保つこと。また、きちんと手入れをし、必要な箇所は修繕すること。

(9)部活動時の服装については、各部活動にて定めるものとする。

(10)やむを得ない事情(負傷、紛失等)により、上記と異なる服装で登校する場合は、異装許可を申請し、許可を得ること。

2. 所持品

- (1)以下の規定を遵守し、学習活動に必要なものは必ず持参し、不要なものは持参しないこと。規定違反の程度及び頻度によっては、指導拒否として懲戒処分の対象とする。
- (2)以下の用品については、必ず学校指定品を用いること。
メインバッグ、サブバッグ、部活動バッグ(各部活動毎に指定)
- (3)ネックレス、ブレスレット、指輪、ピアス、スカートベルト等の装身具は、持参及び着用を禁止とする。持参、着用した場合は、その装身具を学校にて卒業時まで預かることとする。違反回数3回目以降は、保護者召喚の上で注意指導を行う。違反行為の程度及び頻度によっては、懲戒処分の対象とする。但し、おしゃれ目的以外(宗教上の理由など)のピアス等の装身具の着用は、スクールカウンセラーと相談の上、許可することができる。
- (4)ナイフ等の危険物、ライターやマッチ等の発火物、タバコ類、酒類、不要な薬剤等は、持参及び使用を禁止する。持参、使用した場合は懲戒処分の対象とする。
- (5)多額の現金や金券類(プリペイドカード、商品券、図書カード等)は、原則として持参しないこと。やむを得ぬ事情で持参した時は、鍵付きロッカーに施錠して保管する等、自己管理を徹底すること。
- (6)クレジットカードやキャッシュカードは、原則として持参しないこと。やむを得ぬ事情で持参した場合は、担任にその旨を報告し、鍵付きロッカーに施錠してしまう等の自己管理を徹底すること。
- (7)体育の授業の際には、財布等の貴重品は、鍵付きロッカーに施錠して保管すること。
- (8)移動教室等の際には、財布等の貴重品は、常に携帯するか、鍵付きロッカーに施錠して保管する等、自己管理を徹底すること。

(9)やむを得ない事情(負傷、紛失等)により、上記と異なる所持品を学校及び校外学習

場所に持参する場合は、異装許可を申請し、許可を得ること。

3. ICT機器

- (1)貸与ノートPCは卒業時まで大切に扱うこと。本体への装飾(シール貼り付け等)、分解等は禁止とする。また、貸与ノートPCが故障したり、紛失したりした場合は、すぐに教員に申し出ること。
- (2)携帯電話(スマートフォン)、貸与ノートPC等のICT機器を持参する場合は、以下の規定を遵守すること。規定に違反した場合は、そのICT機器をその場で預かり(貸与ノートPCは除く)、保護者に連絡した上で注意指導し返却する。違反回数3回目以降は保護者召喚の上で注意指導を行う。違反行為の程度及び頻度によっては、懲戒処分の対象とする。
- (3)学校にICT機器を持参した場合は、自己管理を徹底すること。学校に持参した携帯電話(スマートフォン)は学校敷地内では、電源を切って鞆の中に入れておくか鍵付きロッカーにしまうこと。また、貸与ノートPCは、携帯するか鍵付きロッカーにしまうこと。
- (4)学校敷地内では、貸与ノートPCの学習目的以外の使用(通話、メール、ゲーム類、動画視聴、音楽鑑賞、写真・動画撮影、インターネット利用等)は禁止する。
- (5)学習目的で使用する際は、原則、教員がいる状況で使用する。ただし、類型・コースの目的に応じて、教員がいない状況での使用を許可する場合がある。また、無断でカメラ機能やレコーダー機能を用いて、授業等の学習活動を記録することは禁止する。
- (6)学習活動の際、インターネット上の文章や画像(フリー素材を除く)の無断転用は禁止とし、文章や画像を引用する場合は、出典を明示する等適切な方法で行うこと。また、インターネット上の文章や画像を盗用・加工して課題等を作成した場合、懲戒処分の対象とする。

- (7)校内電源での充電は禁止とし、毎日自宅へ持ち帰り、必ず充電すること。また、貸与ノートPCの電池残量がなくなった場合のみ、自らのモバイルバッテリーで充電しながら使用することは可とする。なお、ロッカー内や鞆内で充電することは、火災等につながる危険性があるため厳禁とする。
- (8)校内のコンビニエンスストア、券売機や自動販売機では、スマートフォンやスマートウォッチでの電子マネー決済は禁止する。

4. 頭髪等

- (1)学習や運動に支障の無い自然で活動的な髪型とすること。
- (2)学校生活に不必要な装飾を目的とする極端・特異な髪型は禁止する。これにともない、装飾目的の技巧(パーマ・染色・脱色等)や特殊なカット(モヒカン・アシンメトリー・剃り上げや極端に短い刈り上げ)は禁止とする。違反行為の程度や頻度によっては、指導拒否として懲戒処分の対象とする。
- (3)校内でのドライヤー、ヘアアイロン等の使用は禁止する。家庭で使用する際は、髪が傷まないように節度を持って使用すること。また、整髪料なども同様とする。髪の色が傷んで変色した場合は、元の色に戻す指導をする。
- (4)頭髪の長さの基準は、男子は、前髪は目にかからないラインまで、横髪は垂らした状態で耳の中程まで、後ろ髪は、ワイシャツの襟の最下部までとする。女子は、前髪は目にかからないラインまでとし、この基準以上に髪を伸ばす場合は、TPOに合わせて黒・紺・茶色の華美でない髪留めピン(クリップ形は不可)で髪をまとめる。また、ブラウス(ワイシャツ)の襟の最下部より長い後ろ髪は、TPOに合わせて以下の状況では黒・紺・茶色の華美でないゴム(スプリングゴム・シュシュ等は不可)で結ぶこととする。
 - ア. 体育などの実習や教室内でのグループワークなど、学習活動を安全に行うために必要なとき。
 - イ. 各式典(始業式・終業式・卒業式等)・学校行事(体育祭など)・学年集会
 - ウ. 部活動(顧問の指示に従う)
 - エ. 進路活動

- (5)ピアス穴をあけたり、眉毛を剃ったり、極端に爪を伸ばしたりしてはならない。但し、不規則な眉毛を整えることはよい。極端に眉の幅を短くすること、眉毛をアイブローなどで描くことは不可。
- (6)色付きリップ・アイプチ・化粧・マニキュア等をしてはならない。
- (7)コンタクトレンズは装飾性のないものとする。(カラーコンタクト、ディファイン等は禁止)
- (8)染色や脱色の違反については、毛髪の痛み等を考慮し、スクールカウンセラーと共に協議する。染め直す場合は、個人での修正ではなく専門店(美容院等)にて真黒に染め直すこと。また、その際は風紀観察結果報告書(美容院等の領収書貼付)を提出すること。違反の程度や頻度によっては、指導拒否として懲戒処分の対象とする。なお、地毛やスポーツによる変色は黒染めしない。
- (9)色付きリップ・アイプチ・化粧・マニキュア等については、直ちに落とすこと。違反回数3回目以降は、保護者召喚の上で注意指導を行う。違反行為の程度及び頻度によっては、懲戒処分の対象とする。
- (10)ピアス穴や極端な眉剃り等については、改善までに時間がかかるので、継続指導の対象とする。改善に応じない場合は指導拒否として懲戒処分の対象とする。
- (11)整形等の心身健康上に不必要な手術をしてはならない。無断で手術を行った場合、懲戒処分の対象とする。なお、医師の診断により、手術が必要な場合は、医師の診断書を提出し、学校へ申請すること。
- (12)学校生活成立に必要なためのメンタルケアを目的とする髪型、縮毛矯正、アイプチなどは、スクールカウンセラーと相談の上、許可することができる。

第5章 学 習

高校生活の主目的は学習活動です。高等学校で学ぶ教科科目の学習内容は、学問全般における基礎教養であり、希望する進路を実現するための原動力であり、高齢化社会の到来とともに重要性を増す生涯学習の礎となるものです。これからの人生をより有意義なものとするには、しっかりと授業に取り組み、確かな知識や技術を修得し、それらを 基盤に思考力や判断力を高め、自らの意見や提案を共生する人達に伝える表現力を身に付けることが大切です。以下のルールを遵守し、堅実に学習活動を継続することで、各自の希望する進路を実現してください。

1. 単位の修得について

- (1)本校の教育課程に基づく所定の教科・科目及び特別活動を履修して、定められた全ての単位を修得した者に対して、進級及び卒業の認定を行う。
- (2)各学年の評定は5段階で行い、全学期の評価に基づいて決定する。1科目でも評定1となった場合は、単位未修得により原級留置となる。
- (3)学期毎の評価は5段階で行い、出席状況と定期試験結果、小テスト、提出物、学習態度等の状況を合わせて総合的に決定する。各教科科目において、実施授業時数の3分の2以上の出席をしないと未評価となる。また、通常授業(定期試験も含む)における遅刻・早退については、2分の1以上の出席をしないと欠課となる。

2. 定期試験について

- (1)各教科とも最善を尽くし勉強をし、試験は正々堂々と受けること。
- (2)不正行為(カンニング・私語・指示違反等)は厳禁とする。なお、1科目でも不正行為を行った場合は、全科目が0点となり、懲戒処分の対象とする。
- (3)試験中は、教科書・ノート類は鞆の中に入れ、机の中には何も入れないこと。鞆は椅子の下に置くこと。
- (4)試験中に机の上に置いてよいものは筆記用具のみとし、下敷き、ペンケースの使用は禁止する。なお、教科担任が指定したものはこの限りではない。
- (5)スマートウォッチ等の識別が困難なので、個人の時計は鞆の中に入れ、教室の時計を利用すること。なお、教室の時計が見え難い者には申請により学校の置時計を貸与する。
- (6)問題用紙や筆記用具等を床に落とした場合は、試験監督に拾ってもらうこと。
- (7)試験時間中にトイレ等に行く場合は、その時点で試験は終了となるので、答案用紙を提出すること。

3. 授業について

- (1)始業前に授業準備をし、始業のチャイムまでに自席に着いて教科担任を待つこと。
- (2)それぞれの授業において、指示された授業道具(教科書、ノート、資料、用具等)を忘れた場合は、評価の際に減点の対象となる。また、授業道具の貸し借りは原則として禁止する。
- (3)学習態度について、私語、居眠り、指示違反、その授業以外の活動(他の科目の学習も含む)等の不適切な行為は、評価の際に減点の対象となる。また、これらの行為について注意を受けたにも拘らず改善しなかった場合は、指導拒否として懲戒処分の対象とする。
- (4)課題等の提出物について、未提出、提出期限の遅れ、内容の不備等は、評価の際に減点の対象となる。特に未提出は大きな減点となるので留意すること。

第6章 通学

高校生になると通学範囲が広がるので、様々な交通機関を利用することになります。どの交通機関を利用するにしても、まず念頭に置かなければならないことは、安全の確認と周囲への配慮です。自転車は道路において、自動車に対する弱者であると同時に歩行者に対する強者です。交通ルールを守って安全運転しなければなりません。電車やバス等の大勢が利用する公共交通機関では、自分の都合ばかりを優先することはできません。以下のルールを遵守し、自他の安全を確保するとともに、地域社会の人達との共生を図ってください。

1. 基本事項

- (1)公道では、交通ルールを遵守すること。
- (2)私道や私有地に立ち入らないこと。

2. スクールバス

- (1)スクールバスを利用する生徒は、申請期間(年1回)に申請すること。乗車券は身分証明書を利用し、登校時は号車指定されたバスに乗ること。身分証明書は本人のみが利用するものであり、他人へ貸借・譲渡を行った場合は、懲戒処分の対象とする。
- (2)東川口駅からスクールバス乗場までの間、横断歩道を正しく利用すること。
- (3)東川口駅のスクールバス乗場では、定められた場所に順番に整列してバスを待つこと。周囲の迷惑となる行為(私有地への立ち入り、歩道に面した駐車場出入口を塞ぐ、割り込み、大声を出す等)は厳に慎むこと。著しく迷惑な行為があった場合は、保護者に来校していただき、通学方法変更を検討することとなる。
- (4)指定号車のバスに乗れなかった場合は別の号車のバスに乗ること。遅刻の理由や頻度によっては、保護者に来校していただき、通学方法を検討することとなる。

ア. 遅刻回数による指導措置

(ア)遅刻4回 (担任から本人に指導ののち、担任から保護者へ連絡)

(イ)遅刻5回 (生活指導から指導、担任から保護者へ連絡)

(ウ)遅刻6回 (保護者来校の上、生活指導係から注意指導)。

(エ)遅刻7回 (通学方法の変更)

(5)交通事情によりスクールバスの到着が始業に間に合わなかった場合は、遅刻扱いに

はならないので、学校到着後に担任にその旨を申告すること。

(6)下校時は号車指定を行わないので、校内のスクールバス乗場に整列して、先発バス

から順に乗車すること。座りたい等の理由で次発バスに移らないこと。

(7)スクールバス内では、奥から席をつめて座ること。通路に立つ場合には、吊り革等に

つかまること。

(8)スクールバス内では、同乗する他の生徒等に迷惑を掛けないこと。著しく迷惑な行為

があった場合は、保護者に来校していただき、通学方法変更を検討することとなる。

(9)スクールバス内での飲食は禁止とする。

(10)スクールバス乗車中は、運転手の安全管理上の指示に従うこと。

3. 国際興業バス

- (1)朝の大宮駅東口発のバスには、乗車時間(約40分)を考慮し、学校の始業に間に合うように乗車すること。原則として、混雑緩和の為に1年生は7時30分頃、2年生は7時40分頃、3年生は7時50分頃までに乗車完了すること。ただし、その他の指示がある場合は、その限りではない。
- (2)登校時下校時ともに、バス乗場では定められた場所に順番に整列してバスを待つこと。周囲の迷惑となる行為(割り込み、大声を出す等)や危険な行為(バスが停車する前に車道に出る等)は厳に慎むこと。著しく迷惑な行為があった場合は、懲戒処分の対象とする。
- (3)バス乗車後も、周囲の迷惑となる行為(後から乗る友人のために座席を確保する、座席を荷物で占有する、鞆等で車内の通行を妨げる等)や危険な行為(吊革等を持たずに立つ、走行中に移動する等)は厳に慎むこと。著しく迷惑な行為があった場合は、懲戒処分の対象とする。
- (4)優先席を不適切に利用しないこと。優先席以外でも、お年寄りや身体の不自由な人等には座席を譲ること。
- (5)バス乗車中は、運転手の安全管理上の指示に従うこと。

4. 自転車

- (1)自転車通学者は、自転車運転免許証を携帯しなければならない。
 - (2)自転車通学者は、埼玉県条例に従い、学校総合保険または自転車損害保険等に加入しなければならない。
 - (3)自転車通学者は、通学時に乗車用ヘルメットを携帯しなければならない。また、乗車時に乗車用ヘルメットをかぶるよう努めなければならない。
- * 乗車用ヘルメットについては、SG マーク等の安全基準認証品を使用すること。
- (4)自転車通学者(校内駐輪許可)は、本校発行の鑑札シールを自転車のトップチューブ(中央フレームの上部)に貼らなければならない。
 - (5)学校敷地内を走行する場合は、必ず徐行することとする。
 - (6)校内に駐輪する際は、指定された駐輪場所に駐輪すること。
 - (7)自転車を駐輪する際は、二重ロックで鍵をかけること。なお、二つ目の鍵は、ワイヤー型ロック(ヘルメットをくくり付けられる長さのもの)が望ましい。
 - (8)交通ルールを遵守し安全運転を行うこと。以下のルール違反があった場合は、違反点数に応じて、自転車運転免許の停止あるいは取消し等の処分となる。自転車運転免許の停止あるいは取消となった場合は、保護者に来校していただき、通学方法の変更を検討することとなる。

ア. 違反項目(違反点数)

- (ア)免許不携帯・ヘルメット不携帯・未施錠・指定場所以外の駐輪(1点)
- (イ)車両整備不良、車両違法改造、鑑札シール不備(2点)
- (ウ)傘さし走行、無灯火、運転時のイヤホン等使用、運転時の携帯電話等の操作、二人乗り、右側走行、危険運転、並列走行、多重違反行為(3点)

イ. 違反点数による指導措置

(ア)累積 3 点以下(保護者へ違反内容と今後の指導予定を担任から連絡)

(イ)累積 4 点以上(保護者への違反内容と今後の指導予定を交通係から連絡、
重注意)

(ウ)累積 7 点以上(保護者面談・免許停止)

(エ)累積 10 点以上(保護者面談・免許取消し)

(9)事故にあった際の対応について

ア. 119 番(救急車)への通報…「大丈夫です」等と相手に言わず、救急車を呼び受診すること。自分で連絡できないときは周囲の人に依頼すること。

イ. 危険防止の処置…二次災害を回避するため、安全な場所へ移動する。余裕があれば、自転車を道路脇へ移動させる。自分で対処できないときは周囲の人に依頼すること。

ウ. 110 番(警察)への通報…小さい事故だと思っても必ず警察に通報すること。自分で連絡できないときは周囲の人に依頼すること。

エ. 保護者と学校への連絡…これから向かう先(登校時は学校、下校時は自宅)への連絡を優先すること。

第7章 臨時休校の措置

非常の場合の生徒の登校については、前日あらかじめ指示のあった場合を除き、次のように措置する。

1. 学校・通学経路・居住地域を含む範囲の「特別警報」が出た場合は休校とする。

2. 台風・大雪・地震などの場合の措置

午前5時の段階で以下のいずれかの場合は臨時休校とする。

(1)埼玉県南部(気象庁の区分けの『南中部』)を含んだ広範な範囲(埼玉県全域か東京23区)に警報(台風や集中豪雨、大雪などによる大雨・洪水・暴風・大雪警報)が発令された場合。

(2)JR武蔵野線『北朝霞～南越谷』の全線または一部の区間が運休している場合。

※自宅付近の交通事情、その他の事情により登校不能の場合は無理に登校せず、その旨を「れんらくアプリ」等を用いて連絡すること。

3. 列車等の事故または故障により、交通機関が不通の場合の措置

JR武蔵野線『北朝霞～南越谷』の全線または一部の区間が運休している場合、原則として休校とはせず以下のとおりとする。

(1)午前11時までに復旧した場合は、復旧後2時間経過した時間より授業を開始する。

なお、スクールバスは復旧後1時間運行する。

(2)午前11時を過ぎても復旧しない場合は休校とする。

※各自で情報収集し、原則として学校への電話による問い合わせは行わないこと。

※JR武蔵野線『北朝霞～南越谷』以外の区間で交通機関が不通の場合は平常授業とするが交通の混雑その他の事情により登校不能の場合は無理に登校せず、その旨を「れんらくアプリ」等を用いて連絡すること。

(3)その他の事情で、臨時休校の措置をとる場合は、本校公式HP掲載と同時に Classi とれんらくアプリにて指示するので、それに従うこと。

※当日朝 5 時の「臨時休校」の連絡は、本校公式HP掲載と同時に Classi とれんらくアプリを利用したメールでも配信する。

第8章 身分証明書についての注意事項

1. 本校生徒は、常に身分証明書を携帯し、次の場合これを提示しなければならない。
 - (1)本校教職員の指示があった場合。
 - (2)スクールバスに乗車する場合。
 - (3)浦学リテラシータワー(ULT)に入館する場合。
 - (4)図書の貸し出しを受ける場合。
 - (5)通学定期乗車券または学生用割引乗車券によって乗車船し係員の請求があった場合。
2. 身分証明書は、他人に貸与または譲渡することはできない。
3. 身分証明書を紛失したときは、ただちに発行者に届け出なければならない。再発行の際は所定の再発行料を納付すること。
4. 身分証明書は、新たな身分証明書の発行を受ける際に、紛失した身分証明書が見つかったとき、または、卒業・転学・退学などによって学籍を失ったときは、ただちに発行者に返さなければならない。
5. 身分証明書の記入事項に変更が生じたときは、発行者に届け出なければならない。
6. 身分証明書の表示事項を故意にぬり消し、または改変したものは無効とする。
7. 身分証明書には、必ず学年クラスの記載された裏面シールを添付しなければならない。また、裏面シールの添付がない身分証明書は無効とする。
8. 身分証明書には磁石等を近づけないこと。
9. 身分証明書に記載されている事項は住民票通りのものとする。ただし、発行者が認めた場合を除く。
10. 規格外の漢字は規格内の文字表記(JIS第2水準)とする。

7. 負傷疾病等の保険手続き

学校管理下で負傷・疾病等が発生した場合、保険の手続きは保健室へ直接申し出ること。

1. 手続き方法

- (1)保健室にて指定書類を受領し、養護教諭より説明を受ける。
- (2)医療機関・薬局に、指定書類の該当箇所への記入・捺印等を依頼する。
- (3)必要事項を記入した指定書類を全て揃えて、保健室に提出する。
- (4)書類提出の約3ヶ月後、保険金給付額が文書で通知される。
- (5)保険金給付額通知文書を通じた月の月末までに、授業料振込み口座に入金される。
- (6)事故発生日から2年間手続きを行わない時は、時効となる。

2. 学校管理下とは

- (1)通学中(通常の経路・方法)、始業前、授業中、休憩時間中、放課後、部活動中、学校行事中、校外活動場所への移動中等である。不明な場合は、養護教諭に確認すること。
- (2)保険の内容は下表の通りである。

保険の種類	適用範囲	給付金	期間	
全 員 加 入 済 み	共済給付(独立行政 法人日本スポーツ振 興センター)	学校管理下で発生 した負傷・疾病	* 医療費総額 × 40% * 死亡見舞金又は供花代 * 障害見舞金	10年間
	傷害保険(団体総 合生活保険)	学校管理下で発生 した負傷	* 通院500円/1日 * 入院750円/1日 * 死亡保険金 * 後遺障害保険金	180日間

8. 保健室の利用

保健室には養護教諭が常駐し、学校生活中の負傷や疾病の応急処置を行うとともに、負傷や疾病の予防や健康増進のための教育活動や各種調査等を行っています。

1. 開室時間

月曜日～金曜日 8:15 ～ 17:30

土曜日 8:15 ～ 13:00

※長期休業期間中(学校休業日以外)も開室します。

2. 利用方法

安全確保と校内での所在確認のため、以下の原則に従い保健室を利用すること。

- (1)保健室を利用する場合は、携帯電話(スマートフォン)等の貴重品を含むすべての荷物を持って来室すること。
- (2)負傷や体調不良の場合は、保健委員または付き添いの友人等とともに来室すること。
- (3)通常授業や行事集会等の途中で保健室に行く場合は、その時間の担当教員から退席許可書を受け取り、保健室来室時に提出すること。
- (4)通常授業や行事集会等の途中で保健室から戻る場合は、保健室にて来室証明書を受け取り、教室等に戻った際にその時間の担当教員に提出すること。
- (5)保健室利用により通常授業や行事集会等の 2分の1以上の時間を出席しなかった場合は欠課となる。

- (6)保健室での休養は原則として2時間までとし、これを超える休養が必要であると養護教諭が判断した場合は、病院受診または早退させることとする。なお、保護者にその旨を連絡し、帰宅途中の安全確保のため、原則として学校または病院に迎えに来ていただくこととする。
- (7)保健室利用者は、経過観察及び各種健康調査等に協力し、負傷・疾病等の予防及び健康増進のために必要な教育や指導を受けること。

9. カウンセリングルームの利用

(Peer っ Co.ルーム)

カウンセリングルームには専門の資格(公認心理師、臨床心理士)を持つスクールカウンセラーが常駐し、生徒や保護者の方々が快適に学校生活を送るための教育相談活動を行う。

1. 開室時間

月曜日～金曜日 8:20 ～ 17:00

土曜日 8:20 ～ 12:30

※長期休業期間中(学校休業日以外)も開室とする。

※学期中の利用時間は、始業前(8:20 ～ 8:40)休み時間・放課後とする。ただし、ス

クールカウンセラーが必要と判断し担任が認めた場合は授業時も利用可とする。

2. 相談内容

- (1)対人関係(友人、家族)の悩み
- (2)ストレスによるこころや身体の不調
- (3)自分の性格や特徴を知りたい
- (4)学校へ行きたいけれど行けない
- (5)自傷行為(リストカット等)に関する相談
- (6)家族に関する相談
- (7)摂食行動(過度なダイエット等)に関する相談
- (8)無気力・対人恐怖・あがり症・不安感・イライラの悩み等

3. 利用方法

(1)直接来室する。(第4校舎1階保健室となり)

(2)担任、養護教諭を通じて申し込む。

(3)保護者を通じて申し込む。

(4)電話で申し込む。

048-878-2001(カウンセリングルーム直通)

4. その他

(1)相談費用は無料。

(2)相談内容の秘密は守られる。

(3)相談内容によっては、学校外の相談機関を紹介する場合がある。

(4)保護者からの相談も受付可とする。

10. 図書館(ULT)の利用

1. 開館時間

月曜日～金曜日 8:20 ～ 17:30

土曜日 8:20 ～ 13:00

生徒が自由に利用できる時間は、朝(8:20 ～8:40)・昼休み・放課後とする。長期休暇中などの開館時間の変更は、開館カレンダーを確認すること。

2. 休館日

日曜、祝日及び学校の休業日。その他館長が必要と認める日は休館日とする。

3. 利用証

図書館利用証として生徒身分証明書を携帯し、入館や貸出の際に提示すること。

4. 貸出

(1)利用証を提示し、所定の手続きをとる。

(2)貸出期間・点数は14日間以内・10点以内とする。

(3)貸出を継続したい場合は、返却期限日までに利用証を持参の上、延長の手続きをとる。ただし、当該資料に予約がない場合に限る。

5. 返却

返却日までに、図書館のカウンターに返却すること。

6. 予約

貸出中の資料を予約したい場合は、カウンターまで申し出るか、OPACで学籍番号・パスワードを入力して手続きすること。

7. 利用上の注意

以下の注意事項を守り、不明な点はカウンターに申し出ること。

(1)資料・設備は丁寧に扱うこと。

(2)貴重品は各自でしっかり管理すること。

(3)館内での食事は禁止。飲水は着席時、ふた付き密閉容器の物のみ許可する。

(4)他の利用者の迷惑となる行為は禁止。

(5)その他校則の禁止事項も同様とする。

11. 校内のコンビニエンスストアの利用

1. 利用時間は、以下の通りとする。

朝 7時30分～8時35分

日中 各10分休み時間(3分前まで)

昼休み 12時50分～13時30分

放課後 16時30分～18時00分(月)

15時30分～18時00分(火～金)

10時50分～13時30分(土)

2. 購入は交通系電子マネーのみの利用とする。但し、スマートフォンやスマートウォッチでの決済は禁止とする。

3. コンビニエンスストアの利用に関しては、店員の指示に従うこと。

12. 生徒会規約

第1章 総則

第1条 名称

本会は、浦和学院高等学校生徒会と称する。

第2条 目的

本会は、健全にして自覚ある生徒会活動を通して、会員一人ひとりの自主性と協調性を深め、人格の向上と、明朗で節度ある校風の樹立を目的とする。

第3条 会員

本会は、本校に在籍する全生徒をもって会員とする。

第2章 生徒会活動

第4条 生徒会活動

本会は、学校生活の中で全生徒をもって組織し学校生活における諸行事の向上と諸活動間の連絡、調整に関する活動を行うところである。

第5条 活動方法

本会の活動は、次の要領で行われる。

1. 本会の決定事項は必要と認めた場合職員会議において審議され、校長の承認を得て実施される。
2. 本会の活動は次の通りである。
 - (1)本部の提議を学級委員会が審議し、総会の決議により、企画・立案・実施する。
 - (2)本部の提議を学級委員会の決議により企画・立案・実施する。
 - (3)本部の決議により企画・立案・実施する。

第3章 生徒会組織

第6条 本会の組織は「生徒会組織図」の通りとする。

第7条 選挙管理委員会

1. 選挙管理委員会は、生徒会長及び副会長選挙についての管理運営を行う。
2. 選挙管理委員会は、4月より選挙終了2週間後まで設置される。
3. 選挙管理委員会は1・2年の各ホームルームより選出された委員各1名により構成され、委員長1名・副委員長2名を互選する。
4. 選挙についての細則は別に定める。

第8条 白翔祭実行委員会

1. 白翔祭実行委員会は、生徒会本部役員とともに白翔祭の管理、運営を行う。
2. 白翔祭実行委員会は4月より、白翔祭終了2週間後まで設置される。
3. 白翔祭実行委員会は1・2年の各ホームルームより選出された委員各2名により構成され、委員長1名・副委員長2名を互選する。

第9条 生徒会本部

1. 生徒会本部は、本会を代表する機関とする。
2. 生徒会本部には次の役員を置く。
 - (1)生徒会長 1名
 - (2)副会長 2名
 - (3)書記 2名
 - (4)本部委員

3. 役員の選出は次の通りとする。

(1)会長・副会長は、会員の選挙により選出される。

(2)書記・本部委員は、会長が指名し学級委員会の承認により選出される。

4. 生徒会長・副会長の任期は1年とし、3学期より、翌年度の2学期までとする。

5. 役員の任務は次の通りとする。

(1)会長は、本会を代表し、会務を総理する。

(2)副会長は、会長を補佐し、会長の不在時はその任務を代行する。

(3)書記は、生徒会活動についての記録・文書等の保管を行う。

(4)本部委員は、本会の運営を円滑化するための諸活動を行う。

第10条 生徒総会

1. 生徒総会は、本会の最高議決機関とする。

2. 生徒総会には、定例総会と臨時総会がある。

3. 定例総会は年1回以上とし、生徒会長がこれを召集する。

4. 臨時総会は次の場合に召集することができる。

(1)生徒会長が必要と認めた場合。

(2)全会員の3分の2以上の要求があった場合。

(3)学級委員会が必要と認めた場合。

5. 生徒総会は、全会員の4分の3以上の出席を以て成立し、その議決は多数決とする。

6. 生徒総会の正副議長は、学級委員会委員長副委員長がこれにあたり、その運営実務は学級委員が行うこととする。

7. 生徒総会の告示は、定例総会ではその10日より以前とし、臨時総会では7日より以前とする。

8. 生徒総会の議題は、生徒総会の3週間前までに本部に提出しなければならない。

第11条 学級委員会

1. 学級委員会は、本会の生徒総会に次ぐ議決機関とする。
2. 学級委員会は、生徒会本部役員、学級委員、によって構成する。
3. 学級委員会には、委員長1名、副委員長2名を置くこととする。
4. 学級委員会は、月1回定例委員会を行なう。尚、委員長が必要と認めた場合、臨時委員会を行なうことができる。

第12条 学級委員

1. 学級委員は、ホームルームを代表し、学級委員会の主たる構成をなす機関とする。
2. 学級委員は、選挙により2名ずつ選出される。
3. 学級委員の任期は1年間(4月～3月)とする。
4. 学級委員選挙についての細則は別に定める。

第13条 各種委員会

1. 本会には次の各種委員会を置く。

風紀委員会、体育委員会、環境美化委員会、図書委員会、保健委員会、交通委員会、
栄養指導委員会、スクールPR委員会、修学旅行委員会(2年)、卒業準備委員会(3年)、
選挙管理委員会(1・2年)、白翔祭実行委員会(1・2年)
2. 各種委員は、各ホームルームより各2名ずつ選出される。(栄養指導委員会、スクールPR委員会、選挙管理委員会、は1名の選出)
3. 各種委員の任期は1年間(4月～3月)とする。
4. 各種委員会には、委員長1名と、副委員長2名を置き、各委員会の互選により選出する。

5. 各委員会は、月1回定例委員会を行う。尚、必要に応じて臨時委員会を行うことができる。
6. 各種委員会についての細則は別に定める。

第14条 部活動

1. 本会には、次の部活動を置く。

(1)運動部

硬式野球、サッカー、アメリカンフットボール、ゴルフ、ソフトボール、バレーボール、陸上、バドミントン、バスケットボール、硬式テニス、ハンドボール、卓球、剣道、パワーリフティング、弓道、ダンス、esports(コンピュータ)、

(2)文化部

茶道、写真、新聞、箏曲、漫画研究、演劇、吹奏楽、華道、ソングリーダー、科学、美術、書道、英語、コーラス、和太鼓、漢楽、軽音楽、文芸、生徒会

2. 各部活動の主将(部長)により、部活動キャプテン会議を構成し部活動間の連絡調整に務める。
3. 部活動キャプテン会議には議長1名、副議長1名を置き、議長は学期1回以上この会議を召集しなければならない。
4. 部活動についての細則は別に定める。

第 15 条 中央委員会

1. 本委員会は、各委員会および、部活動キャプテン会議を代表する機関とする。
2. 本委員会には次の役員を置く。
 - (1)生徒会長 1 名
 - (2)副会長 2 名
 - (3)書記 1 名
3. 委員の構成は次の通りとする。
 - (1)各委員会の委員長 1 名
 - (2)各委員会の副委員長 2 名(又は 3 名)
 - (3)部活動キャプテン会議代表者 2 名
 - (4)生徒会会長 1 名
 - (5)生徒会副会長 2 名
4. 委員の任期は 1 年間(4 月～3 月)とする。
5. 委員および役員の任務は次の通りとする。
 - (1)委員会の委員長は生徒会会長とし、本委員会を代表し会務を総理する。
 - (2)本委員会の副委員長は生徒会副会長2名とし、委員長を補佐し、委員長の不在時はその任務を代行する。
 - (3)本委員会の書記は生徒会副会長1名が、本委員会副委員長との兼務とし、本委員会の活動についての記録・文書等の保管を行う。
 - (4)本委員会の委員は、本委員会の運営を円滑化するための諸活動を行う。

6. 委員会開催は次の通りとする。

(1)学期に1回、定例委員会を開催する。

(2)本委員会委員長が必要と認めた場合、臨時委員会を行うことができる。

第16条 ホームルーム

1. ホームルームは、本会の組織と活動の基盤である。

2. 各ホームルームは、本会の目的を十分に踏まえて、活動しなければならない。

第4章 生徒会長・副会長の解任

第17条 生徒会長・副会長の任期が3ヶ月以上残っており、全会員の2分の1以上が発議

(署名)し、学級委員会の審議・承認を経て生徒総会にかけ、出席者の3分の2以上の賛成を得た場合のみ成立する。

第18条 解任に伴う臨時選挙については、次の通りとする。

1. 臨時選挙の告示は解任を決議した生徒総会において行われる。
2. 解任を決議した生徒総会において前生徒会長・副会長にかわる候補者が得られない場合は、欠員とし、学級委員会委員長がこれを代行する。

第5章 改正

第 19 条 本会規約の改正は、学級委員会の 3 分の 2 の賛成を以て発議し、生徒総会
にかけ、出席者の 3 分の 2 以上の賛成を以て成立する。

第6章 附 則

第 20 条 この規約は平成 3 年 4 月 8 日より

発行 浦和学院高等学校
さいたま市緑区代山 172 番地